

(書 式 3 - 1 - 3)

受遺者の遺贈義務者に対する遺贈の承認
の通知書

遺贈承認書

本 籍 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 地
最後の住所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号
遺言者 亡 ○ ○ ○ ○
平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 死亡

上記遺言者の平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日付自
筆証書遺言に基づく、私に対する下記不動産
の遺贈を承認いたします。

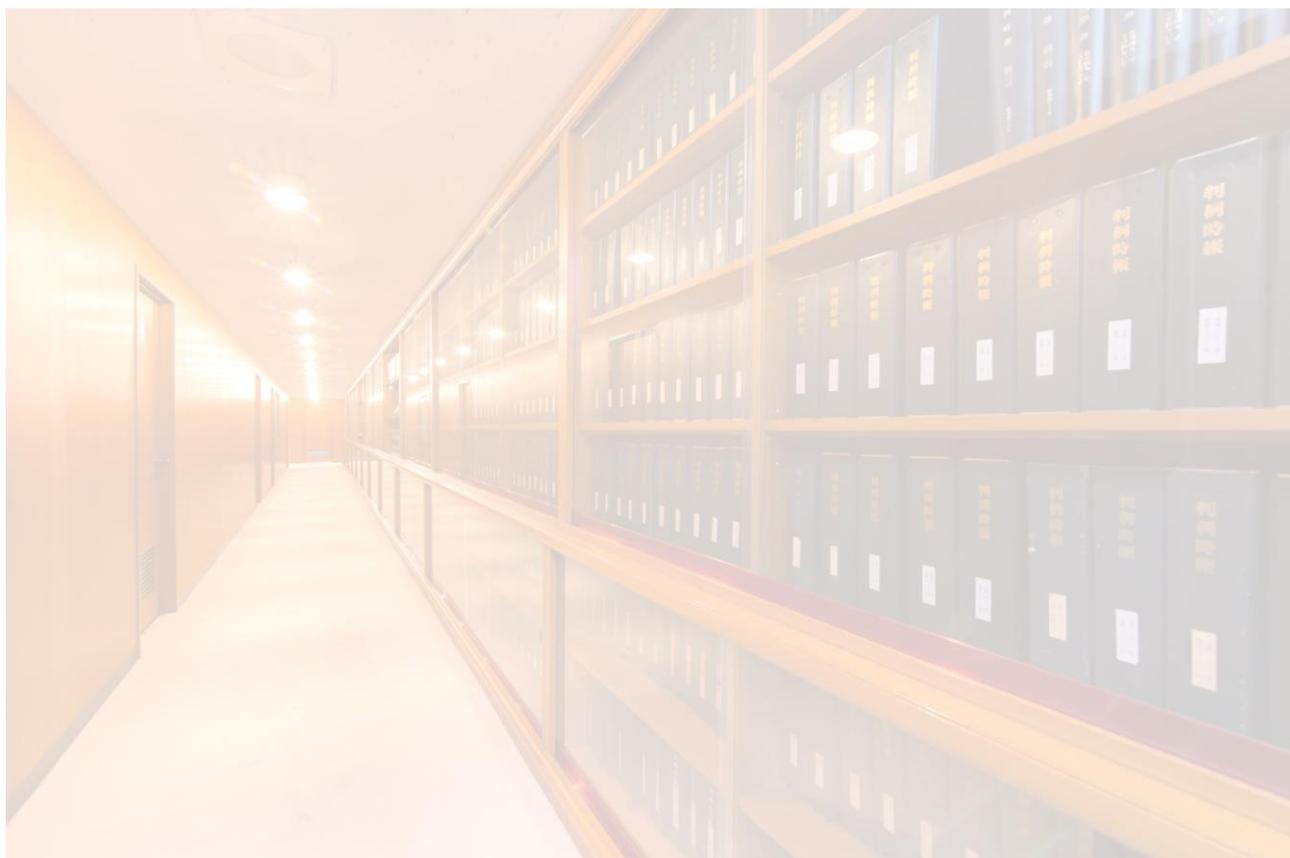
記

所在 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町
地番 ○ 番 ○
地目 宅地
地積 ○ ○ . ○ ○ 平方メートル

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号

○ ○ ○ ○
○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号
○ ○ ○ ○ 殿



解 説

(受遺者の遺贈義務者に対する遺贈の承認の通知書)

遺贈の効力が生じた後、受遺者は自由にこれを承認または放棄することができる。遺贈義務者その他の利害関係人から、遺贈の承認または放棄の催告があった場合には、受遺者が催告期間内に遺贈義務者に対してその意思を表示しないときは、遺贈を承認したものとみなされる（民法第987条後段）。



* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/> をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所